

平成30年3月19日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成30年3月19日(月) 15時00分 ～ 17時25分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	野原 正美	副教育長	石原 佳洋
委員	森口 祐子	教育次長	内木 禎
委員	竹中 裕紀	教育次長	折戸 敏仁
委員	近藤 恵里	義務教育総括監	服部 和也
(稲本正委員は欠席)		総合教育センター長兼教育研修課長	坂井 和裕
		教育総務課長	平野 孝之
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育総務課教育主管	古田 秀人
		教育財務課長	林 裕久
		教職員課長	石田 達也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	三輪 康典
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	渡邊 勝敏
		学校支援課教育主管	園部 栄子
		特別支援教育課長	林 雅浩
		体育健康課長	野田 正明
		体育健康課教育主管	中川 浩美

3 議事日程等

議第1号、議第2号、議第3号、議第8号及び議第9号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成30年3月5日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
議第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
退職教職員を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
教 育 長	議第1号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第2号 平成30年度定期人事異動について（非公開案件・事務局限定）	
平成30年度定期人事異動（事務系職員を除く）の内容について説明し、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第9号 教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開案件・事務局限定）	
岐阜県警察本部との人事交流について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第8号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）	
いじめに関する重大事態の調査報告についてお諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第1号 平成30年度使用県立特別支援学校の教科書採択の一部変更について	
特別支援 教育課長	平成30年度使用県立学校の教科書採択の一部変更についてお諮りする。 来年度の特別支援学校で使用する教科書の採択については、既に9月定例教育委員会において可決いただいた中、2月定例教育委員会では、昨年12月の文部科学省からの供給不能図書のお知らせに伴う代替図書への採択変更の専決について報告したところである。資料15頁をご覧ください。今回は、来年度岐阜豊学校から岐阜盲学校に転入する生徒に対し、新たに盲学校で聴覚障害用の教科書を選定する必要が生じたため、専決したことを報告するものである。
野原委員	立ち入ったことかもしれないが、豊学校から盲学校の転入されるのはなぜか。
特別支援 教育課長	転入する生徒は、視覚障害と聴覚障害の両方を併せ持ったお子さんである。障がい付随の間は主障がいを聴覚障害とし、豊学校で学んでいたが、今回中学部に進級するにあたり、今回は盲学校へ転学し、視覚障がいに重きをおくという経緯である。学校はそもそも様々な障がいを想定して教科書は準備しているが、聴覚障がいと視覚障がい

	<p>いを併せ持ったお子さんにも分かりやすい教科書等がその中になかった。また、就学が判明したのも1月以降であるため、急きょお諮りさせていただくこととなった。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報第1号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>議第4号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について</p>	
<p>教 育 総 務 課 教 育 長</p>	<p>教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針についてお諮りする。</p> <p>資料23頁の「教職員の働き方改革プラン2018(案)」をご覧ください。昨年6月に「プラン2017」を定めたところであるが、月80時間を超える長時間勤務の解消等は、道半ばの状況である。また、郡上特別支援学校事案を受けた再発防止策、国の中央教育審議会の中間まとめを受けた文部科学省の緊急対策等を踏まえ、来年度も引き続き改革を推進するため、「プラン2018」を定めるものである。具体的な内容について、新規項目を中心に説明する。資料の中に「プラン2017」の取組みの主なものを点線囲みで参考として記載している。まず、「1(1)正確な勤務時間の把握と活用」については、昨年10月から休日を含めた出退勤の状況を記録する出退勤簿の運用を開始している。資料24頁の上部の「②出退勤時間記録の電子化」については、来年から出退勤を電子化したシステムを導入し、適切に把握した勤務時間を教職員課の業務分担の見直し等に活用していきたいと考えている。「(2)勤務時間を考慮した時間及び早期退勤日等の設定」については、教職員の勤務時間を考慮した登下校時刻等の設定や、適正な勤務時間の割振り等に取り組んでいく。続いて、「②早く家庭に帰る日、ノー残業デーの徹底」の下の点線囲みですが、現在約60%の学校が実施している早く家庭に帰る日等の取組みを、来年度は80%にすることを目標に取組みを進めていく。資料25頁の「(3)業務内容の不断の見直し」については、学校に作成を求めている計画や調査の在り方を見直すほか、学校徴収金の徴収・管理を教員以外が担うことの検討等を進めていく。「②事務局における見直し」としては、学校評価の重点項目に業務改善等を位置付けることや、事務の効率化に向けた高性能印刷機の計画的な導入に新たに盛り込んでいく。「③学校における見直し」としては、資料26頁中ほどの点線囲みにあるが、現在約60%の学校が取り組んでいる校内組織、分掌事務の見直しを、来年度は80%にすることを目標に取り組んでいく。「(4)部活動」については、部活動が生徒の自主的・自発的な活動であることを改めて明記したうえで、適切な活動時間例や休養日等を定める「岐阜県高等学校運動部活動指針(仮称)」の策定等を進めていくほか、各学校における大会の見直しを進めていく。資料27頁「②休養日の設定等」については、休養日を「休日1日以上」から「平日1日、土曜日及び日曜日1日以上」へと拡大し、その下の点線囲みにあるが、現在、週に2日の休養日を設けている部活動が30%であるところ、来年度は60%にすることを目標に取り組んでいく。資料28頁「2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決」については、郡上特別支援学校事案の再発防止策として、「(2)事案の速やかな察知と解決」にあるように、新たに弁護士による外部相談窓口を設置するほか、資料29頁中ほどの「④岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」を新たに設置し、ハラスメント等の重大事態の調査を行う体制を整備する。資料30頁「3 マネジメント力の向上に向けた組織・体制づくり」については、後ほどご説明させていただく。「4 市町村教育委員会に向けた取組み」については、今年度に引き続き、正確な勤務時間の把握など重点項目3点の確実な実行を促していきたいと考えている。資料32頁「5 国に対する要望事項」については、今年度も様々な要望を国にしているが、新たに、④部活動の位置付けの明確化とともに、⑤主幹教諭・事務職員や外部人材の充実、統合型校務支援システム等への財政支援の充実を強く要望していく。</p> <p>続いて、資料34頁の「岐阜県教育委員会人事ビジョン」について説明する。本ビジョンは、教職員の働き方改革を進める中で、主にマネジメント力強化の面で、人事管理や学校組織の体制整備の方向性を示すために定めるものである。具体的な内容としては、</p>

	<p>「2 県教育委員会の体制整備」に記載のあるよう、各学校に先駆けて、まずは事務局自身が組織を見直すということで、郡上特別支援学校の事案でも行った第三者調査に基づく再発防止策を踏まえた「教育管理課」を新たに設置すること、また、外部相談窓口や第三者による審議会を設置することを掲げている。「3 人材登用」について、今後の方向性として、教育者本来の資質・能力とは別に、マネジメント能力に優れた人材の登用を図るとともに、登用年齢の引き下げなども検討したいと考えている。具体的な取組みとしては資料36頁をのとおりである。まず今年度の試行に続き、働き方改革などをテーマに学校長面談を行うほか、来年度からは、新たにマネジメントの資質・能力に着目した人材登用として、教頭との面談なども進める。資料37頁の「4 人材育成」では、マネジメント等の研修は今でも一部で行われているが、今回再発防止策として更に充実するため、これらの見直しのほか、専門家を講師とする研修や、中堅層向け選択研修などを充実させる。資料38頁の「5 人事評価」では、教員の評価は、時間管理や業務改善への意欲や実績の項目が無かったり、一般教員の扱いが、初任者もベテランも一律などの課題があるため、この機会に見直しを行いたいと考えている。資料39頁の「6 学校組織の見直し」では、中長期的な県立学校のマネジメント力を高めるため、管理職を補佐し、他の教職員をリードする「ミドルリーダー」や「主幹教諭」の設置を目標としつつ、まずは現行の主任ポストなどをミドルリーダーとする実証研究を進め、今後学校の人事面の向上に向けて取組みを進めていきたいと考えている。</p>
<p>森口委員</p>	<p>資料26頁の(4)部活動に、「部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえた運用を行う」との記載があるが、どういう意味合いなのか。</p>
<p>教育総務課 勤務環境改革監</p>	<p>部活動の位置づけとして、学習指導要領に定められているものを、そのまま記載したものである。そのため、今回新しいものを打ち出すというわけではないが、記載のあるとおり部活動は生徒の自主的な参加により行われているのもであり、強制的に行うものではないという位置づけは決まっているため、改めて明記をしたものである。</p>
<p>森口委員</p>	<p>どのように捉えるかということもあるが、部活動に参加するにあたり、本当に部活内容が好きで、続けて行いたいという理由で部活動に参加している人もいれば、学校を選んだ際に、そこであの先輩と戦いたいという憧れから始めるものもあれば、あの先生の指導が良いからという理由など様々な選択肢がある。しかし、資料を見た時に子どもたちの「自主的、自発的」という意味は分かるが、もう少し大人が責任を持ち、子どもたちを誘導していくような部活動の在り方にしなければならないのではないのか。例えば、卒業するまで部活動の競技ルールも分からず卒業してしまうことになると、可哀想なこともあるのではないのか。また、外部人材の配置についても考えられており、それは良いことだと思うが、学校行事と部活動の在り方についても考えなければならず、学校との連携をとる際に悩ましい問題も出てくる。実際に自分が成長してきた中で、想像がつく部活動であればいいが、剣道など特別な道具を使わなければならないのもであると、その道具がどのように機能を発揮し、より成績に繋がっていくのかといったことも分からないし、全く使用したことがない生徒は、どこで道具を購入したらいいのかすらも今までは分からなかった。これからは外部人材である専門家に任せることがあるため、その点に関しては開けてきたと思うが、それを思うと今までは、悩ましい問題がありながらも頑張っている人が多かったと感じた。部活動というのは、生徒が健全に学校生活を送るためのものとしての、集団的なこと、個人的なこと、オリンピック等に特化していくものなど生徒の気持ちに寄り添うものである。先生たちは生徒への気持ちの寄り添い方として、関心をもつということは、時間的短縮にはなっていないのではないかと感じるので、頑張ってもらいたい。</p>
<p>教育総務課 勤務環境改革監</p>	<p>アスリートを育成するような部活動について、本資料でも生徒の自主性に委ねるべきであるという学習指導要領に立ち返ったのは、部活動をしないという自由が生徒にもあるということである。部活動指導を考えると、やる気がなく嫌々参加している生徒と、</p>

	<p>やる気があり一生懸命な生徒が混在する部活動では指導上よくないため、働き方改革の観点から、やる気がある生徒を外部人材等が適切にサポートをしていく。一方で、部活動をしないという意思を示している生徒まで、無理やり部活動に誘導していないかというところに立ち返り、その部分については先生方の多忙化解消に繋げていきたいと考えている。生徒の意向ひとつひとつに寄り添った改革を進めていきたい。</p>
森口委員	<p>生徒は嫌々ながらも続けたことにより、後の社会生活にとっても役立ったという人もいるのではないかと。また、戦力にはならないが、そこに居ることによって生きがいに繋がる人もたくさんいる。例えば色々と漏れ伝わってくるのが、バスケットボールで勝つために部活動を行っている学校では、「お前なんか辞めちまえ」というような発言をされるような、戦力外通告をされるなど、どの論理で先生と生徒が力関係を発揮していくのが悩ましい問題である。</p>
竹中委員	<p>「教職員の働き方改革プラン」において、過重労働から切り込んでいる面もあるため、まずは実態把握をしなければならない。最終的には先生方が輝いて働け、教職員が具体的に環境をどう作るのかという点から、部活動については、外部人材配置の推進をするとのことで、記載のあるとおりにしていただきたいが、外部人材がどこまでやれるのか、予算の関係など思いもよらないことがある。人数について等の記載もないため、どこまでやるのかについてだが、まずは一般的に先生が業務の棚卸等を行っており、イレギュラーなところに外部人材を採用していることについて昨年も議論をした。岐阜商業は、真面目で意欲的に指導し、生徒も意欲的であると感じた。そのようなところは一律には扱えない。資料にも「学校の特色を踏まえ」と記載があるため、徹底的に特色を踏まえるために、意欲的な学校にはコーチでも監督でも様々な外部人材をいれていただけないのではないかと。その辺りに関しては、メリハリをつけていただきたい。要するに、外部人材がどこまでやるのかがポイントとなる。具体的な数値が出た際には、頑張ってください。</p>
教育総務課長	<p>予算面の制約は当然ある。適任の方が果たして各学校で確保できるのかという問題もあるが、学校の特色を十分意識しながら枠の中で、出来るだけ柔軟に導入することにより、教職員の負担を少しでも軽減していきたい。少しずつではあるが進めていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>部活動の問題はなかなか難しく、2年程前に中学校の運動部活動指針は作成したが、本日説明させていただいたとおりに、近々に岐阜県高等学校運動部活動指針を策定予定である。中学校と高等学校は異なる点も多いため、策定議論の際にまた議論をしていただく機会があるのではないかと。</p>
野原委員	<p>部活動について、平日1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日を設定するとの記載があるが、休養日をとらない自由もあるのか。休養日を設けなければいけないという方向性なのか。</p>
体育健康課長	<p>スポーツ庁から、部活動の時間をとりすぎると健康を害し、怪我が増加するという統計がでてきている。スポーツ衣料学の見地からしても、休養するのもトレーニングのうちのひとつであるという考えがあるため、それを踏まえ2日以上休養日を設定した。そのため、学校の部活動としては休養日であっても自主練等を行う生徒が中には出てくるかもしれないが、部の活動としては休養日というかたちで進めていく。</p>
竹中委員	<p>時間管理を電子化するとのことだが、先生方はよくパソコンを使用して資料準備などをされているため、本人でも出来てしまうのではないかと。時間管理は、自動的に行うのか。また、それ以外の申告はどうするのか。</p>

<p>教育財務課長</p>	<p>今回の時間管理について、基本的には職員室にひとつ専用のパソコンを置き、名前と登庁時と退庁時を入力する方式と、先生方は日常的に一日中パソコンをつけるということがないため、自分のパソコンでも入力出来るようにする。もう1点、今回特色を持って行うものとして、土日の部活動で学校に戻らないようなことも多々あるため、その際には先生個人のスマートフォンからも時間の入力が行えるようにすることと併せて入力時間も管理する。例えば、8時に出勤したというのを10時に入力したことが分かるようにする。帰宅時間についても同様とし、帰宅時間と入力時間に大きな差があれば、後で確認することもできるようなかたちで出退勤の管理をする。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>例えば、家で翌日の授業の準備をするとなった場合にも申告はされるのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>基本的に持ち帰りの残業は行わないように指導しており、家での業務に関して申告することは想定していない。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>教職員の方は向上心を持っているため、家に帰っても翌日の授業の準備をしたいという気持ちがあると思う。しかし、それがやらされているのであれば大変なことであるため、使い分けをどう把握していくのかを考えなければならない。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>主幹教諭について、通常は昇任を要するとのことだが、ポスト教頭先生のような位置づけなのか。また、どのような観点で主幹教諭は選ばれるのか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>主管教諭は常に小中学校に在中している。校長先生、教頭先生と一般教諭の方々の中間的なかたちの管理職という位置づけである。高等学校、県立学校でも今後登用できたのであれば、例えば、高等学校の職員が60～70名いる中で、校長先生と教頭先生だけで職員の管理をしているところを、主管教諭とともに様々な業務管理ができるというような役割を期待している。現在小中学校では、生徒指導や科目構成など、学校の特色の課題を解決していくというミッションを経ての主幹教諭の配置ということもあるため、そのようなことも含めて検討していきたい。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>登用についてはどうか。試験等はあるのか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>教諭から管理職への登用であるため、校長の推薦や教育委員会の方での選考をし、検討する。</p>
<p>教育長</p>	<p>現在行っている小中学校では、どのようにしているのか。</p>
<p>教職員課教育主管</p>	<p>小中学校については、1月に行われる管理職選考の中で教頭試験のみを受けるかたや、教頭試験と主幹教諭の試験を受けるかた、主幹教諭試験のみ受けるかたと、若干の差はあるが、その試験で選考される。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>先生がだんだんと校長や教頭になっていく際に、マネジメントも変わっていくが、今後主幹制度ができるのであれば前段が出来て結構である。試験というよりは、内部教育やトレーニングをする場が必要であるため、無ければ充実していただき、そのうえで採用されたほうが良いのではないかと考えている。</p>
<p>教育研修課長</p>	<p>資料38頁の「(3) 中堅教員を対象とする研修の見直し」に記載されている通り、ご指摘にあったコーチングや人材活性化などの講座を来年設ける予定である。これは主幹教諭配置という以前に、例えば、現在でも校内で学年主任のようなかたちで何人かのチームを率いるような立場になる教員は必ずいるため、その教員に対し、組織マネジメントの研修機会をこれから作っていかうと考えている。そのような経験を積み将来有望な管理職になっていただければと考えている。</p>

<p>森口委員</p>	<p>改善されることで、新任の先生はとても働きやすくなったと思われるかもしれない。しかし、長年先生を務めているかたは、「僕たちの時代とかなり違う」と思うのではないか。実践に即した毎日の時間の過ごし方に慣れていないかたは、苦痛にも思わずに仕事を行ってしまう。そのようなかたが現実的に多いため、休むということがプロの仕事として、「教育機関が有効に時間活用できて、更に良い教育ができるようになる」と、長年先生を務めているかたに率先して言っていたかなければ、機能しないのではないか。新しいルールができたときには、どの分野であっても戸惑うのは上の人であるため、なるべく早く準備して進めていけるように願っている。</p>
<p>教育総務課 勤務環境改革監</p>	<p>特に学校現場の働き方で言われているのが、教育的効果の有無である。その観点で判断をすると、先生方のご努力と言うのは教育的効果は少なからずあり、有無というところも止められないところがある。その中で各学校の特色を活かして取捨選択という言葉は少し悪いかもしれないが、重点化するものと、そうでないものの色分けは、それぞれの学校の特色を活かして行うことが必要である。「プラン2018」の中では、重点目標を掲げる中で、何に注力し、何をそうでないものにするかという色分けを始めていこうと位置づけたところである。少しずつではあるが、重点であるものと、そうでないものに基つき学校現場に反映されるような取組みを始めていきたいと考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>議第4号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第5号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>教育総務課 教育長</p>	<p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>改正の前提となる事実であるが、平成30年度組織改正に伴い所要の改正を行うものである。資料43頁には、改正の内容が記載されており、規則の施行日は平成30年4月1日である。主な改正の内容は、「3 改正の内容」に記載のある通りである。新たに「教育管理課」を設置することに伴い、「付属機関」として「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」も設置する。資料46頁から48頁の下段は現状、上段は改正後である。資料46頁の第二条は、「教育管理課」の新設及び、各課の係を整理することについてである。資料47頁の上段の中央には、教育管理課の所掌事務を掲げている。これは、主に教育総務課でこれまで担っていた業務を教育管理課で担っていただき、教育総務課と教職員課で担っていた懲戒に関する業務も教育管理課に担っていただく。また、新たに情報の共有化をきちんと行っていくための所掌、或いはハラスメント及び過労死の防止に関する業務や、教職員の勤務環境に関するフォローも担っていく。資料47頁の第八条の四の二は、教育管理課に「管理指導監」及び「地域管理監」を置くことを想定している。資料48頁には、付属機関として新たに「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」を設置し、ハラスメント等の重大事案に対応する態勢を整えていく。</p>
<p>野原委員</p>	<p>資料47頁に記載のある教育管理課が行う業務について、今までは別の課でこれだけの業務を担っていたとのことだが、新しい業務はこの中にはないのか。</p>
<p>教育総務課 教育長</p>	<p>具体的には、これまで教育総務課等で担っていた業務ではあるが、郡上特別支援学校の案件があったことから、新設される教育管理課で集中的に業務を行っていく。例えば、これまでも公文書に関する情報公開や法令に関することは教育総務課で担っていたが、教育に関する苦情等の調整やハラスメント等及び過労死等に関することは、改めて明確に整理をし、教育管理課で担っていく。教職員の勤務環境の改革に関することは、現在教育委員会全体で取り組んでおり、今後も教育委員会全体として取り組んでいく事案ではあるが、これまでは教育総務課で人材を置き行っていた進捗管理に関しては、教育管</p>

	理課が担う。
野原委員	より強化されるという考えで良いか。
教育総務課長	（今回、問題になった様々な案件については、教育委員会全体で意識をして行っていくが、中心となってフォローするという業務を教育管理課に担っていく。）
教育長	議第5号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第6号 岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 議第7号 岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	
教職員課長	（岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について及び岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてお諮りする。 岐阜県立森林文化アカデミーの職員について、技術職員の位置づけを明確化するとともに、他の規則との整合性を図るため、規定の整理を行うものである。資料52頁には、規則改正に関する新旧対照表が記載されている。現在、森林文化アカデミーにおいては、下段の第二条第二項の規定により「その他必要な職員」という位置づけで「技術職員」を置いている。このことについて、教育委員会が森林文化アカデミーの業務を委任している林政課から「技術職員の位置づけを明確にする」という目的で、管理運営に関する規則改正の申出があり、検討の結果、第2条において職員に「技術職員」を追加すること、あわせて職員については「岐阜県行政組織規則」に同様の規定があるため、三条を削除すること、以上2点についての規則改正を行うものである。全く同様の趣旨で、岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則改正も行いたいと考えている。）
教育長	議第6号及び議第7号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第10号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について	
教育総務課長	（岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令についてお諮りする。 改正の前提となる事実であるが、教育管理課、西濃高等特別支援学校の設置に伴い、文書の記号を定めるものである。資料65頁の表の上段に、所属と記号を表記している。規則の施行日は平成30年4月1日を予定している。）
教育長	議第10号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
（1）平成31年度実施の学科改編等における論点整理について	

<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>平成31年度実施の学科改編等における論点整理についてご報告する。</p> <p>資料66頁をご覧ください。県内の中学校卒業予定者数の今後の見込みをまとめています。平成33年度までには、1,700人程度減少することが見込まれているところである。平成28年3月に提出された、外部有識者による県立高校活性化計画策定委員会からの「審議まとめ」では、県立高校19校を再編統合の検討対象校と位置づけ、再編統合の基準を設定するよう提言された。しかし、平成28年度中に実施した、2度にわたる地区別意見交換会や県総合教育会議における議論を踏まえ、平成29年3月に発表した「検討まとめ」において、再編統合について議論するのではなく、当面は学校を維持し、単独校としての活性化の推進を図るところである。そのため、平成33年度までの生徒減少に対し、再編統合ではなく、学校数を維持した上での対応が必要と考えている。先日の県議会定例会においても、再編統合に関する質問があり、教育長より同趣旨の答弁をしたところである。具体的には、各校での特色を明確にしたり、設置学科や専門学科での募集形態を見直したりするための学科改編、及び少子化に対応するための柔軟な定員設定などが必要となる。資料67頁は、平成31年度実施の学科改編を検討するにあたっての論点を整理したものである。大きく普通科と専門学科に分けて論点をまとめている。普通科については、いわゆる進学校から進路先が多様な高校まで、その目的に応じた多様な科目開設を可能にしていくことが有効であると考えている。そのため、単位制を導入することで、教員配置の増加が見込まれ、太閤み内にあります効果が期待される。昨年7月に発表した岐阜高校、多治見高校における単位制導入に伴い、平成30年度段階での単位制普通科は7校であるが、平成31年度に向けて、進学校から進路先が多様な高校まで、いくつかの高校で、単位制を導入していく方向で検討を進めている。次に、専門学科については、高山工業高校の例があるように、1学科1学級となっている高校が多くある。そのため、専門高校において定員を減らすためには、学科を減らさなければならないが、専門学科の学びを維持するために、学科を維持し、生徒減少を普通科の定員減で対応し続けると、生徒の進路希望とのミスマッチが生じる恐れがある。そのため、岐阜工業高校の例にあるように、学びの領域を単位とした学科群による募集とし、1年生で共通する基礎的な知識や技術を習得後、2年生から学科選択をしている。また、例えば、電気・電子工学科群の募集を80人から60人にするなど、学科を維持しながら柔軟な定員設定が可能となる。今後は、平成31年の学科改編に向けて、整理を進めていきたいと考えている。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>平成33年度までは統廃合は行わないという前提で、やり繰りをしていくとのことだが、学校全体として人数が満たない学校がでてくるという予測はついているのではないのか。それでも維持はできそうだといいことではないのか。</p>
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>中学校卒業予定者数が1,700人減少することにおいて、厳しい学校もあると思うが、募集定員の柔軟な見直しや、現在行っている学校の活性化に向けた取組みを通じて、当面の減少については現状を維持したうえで、学校の活性化をしながら検討していくことを考えている。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>過疎地域ほど減少が極端になる可能施設があるのではないのか。そのため、運営の方法を考えなければ、困った事態になるかもしれない。その点についてしっかり想定しておかなければならない。</p>
<p>教育総務課 教育総務長</p>	<p>入試に関しても全県一区を行っているため、その意味では、過疎地域が更にどうなっていくのかは非常に注視する必要があるが、様々な取組みを通じて、当面は学校の活性化に務めながら進めていきたいと考えている。</p>
<p>(2) 新子どもかがやきプラン アクションプラン2018の策定について</p>	

<p>教育総務課 長</p>	<p>新子どもかがやきプラン アクションプラン2018の策定についてご報告する。</p> <p>昨年3月に策定した「新子どもかがやきプラン」であるが、主に3つの重点政策で取り組みを進めている。今後は、具体的な進捗状況を踏まえながら、次年度に進める施策を盛り込んだアクションプランを毎年策定することとしているため、別添のとおり策定したいと考えている。「新子どもかがやきプラン アクションプラン2018」の案として、資料69頁、70頁にまとめを記載している。重点施策1としては、県内各地にある高等学校特別支援学校の整備を行っていく。4月に西濃高等特別支援学校が開校するが、今後可茂地区の特別支援学校の早期改築を目指し、検討を進めていく。重点施策2としては、障がいのある児童・生徒のニーズに対応した学びの場を整理する。不破高等学校、華陽フロンティア高等学校通信制で行われている高校少人数コミュニケーション講座を本格的に開始する。また、平成31年度に向けた取り組みとして、高等学校が取り組みを進められるような準備に入る。重点施策3としては、学びの場を支える教員の専門性の向上を掲げており、教員の能力向上に向けた取り組みを進めていく。今後は年度内に「新子どもかがやきプラン アクションプラン2018」を発表し取り組みを進めていく。</p>
<p>(3) 平成29年度岐阜県教職員保健審査会の報告について</p>	
<p>福利厚生室 長</p>	<p>平成29年度に開催した岐阜県教職員保健審査会の結果についてご報告する。</p> <p>8月の定例教育委員会で概要を説明したとおり、教育委員会からの諮問を受けて、教職員に採用する者の健康診断の結果判定や教職員の健康管理に関して調査審議するものであり、疾患の種類により三つの部会が設置されている。第1部会は結核性疾患、第2部会は精神・神経系疾患、第3部会はそれ以外の疾患に関する事項で、採用に関する者の健康診断の場合は、第1・第3部会合同で開催するものである。今年度については、第1・第3部会合同で来年度採用予定の職員の健康状態の審査を1月～2月の間に2回開催した。対象者686名を審査・判定した結果、全員を「就労可」とした上で、血中脂質、肝機能等の有所見者となった約3割の206名の方については、例えば「要観察」であれば、定期健康診断等で経過を観察する、「要医療」であれば医療機関での継続受診を要するなど、区分ごとに個別内容を添えた答申をいただいたところである。また、第2部会として、精神疾患等により休職している職員の復職審査を合計10回開催し、22名を審査した。校種別・男女別の内訳は記載のとおりである。審査の結果、全員を復職可とした上で、一定期間勤務に制限を加える「要軽業」かつ「継続した治療が必要である」との答申をいただいた。</p>
<p>事務局報告（その他）</p>	
<p>(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について (2) 平成30年度教育委員行事予定について</p>	
<p>教育総務課 長</p>	<p>資料72頁、73頁には、岐阜県における全国レベルの表彰について、2月分として文化部門1件、スポーツ部門9件の表彰を掲載している。また、資料74頁、75頁には、平成30年度教育委員行事の現時点の予定である。今後は、日程調整等を行い、更新していく予定である。</p>
<p>閉会</p>	
<p>17時25分、閉会を宣言する。</p>	